

国民年金

問合先 国保年金課

ご存知ですか 国民年金第1号被保険者の 独自給付

〔寡婦年金〕

第1号被保険者として保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合算して10年以上ある夫が、障害基礎年金または老齢基礎年金のいずれの年金も受けずに亡くなった場合、婚姻期間（内縁関係を含む）が10年以上ある妻が60歳から65歳になるまでの間、夫が受けられるはずであった老齢基礎年金額の4分の3を受けられます。

〔死亡一時金〕

第1号被保険者として保険料を3年以上（全額納付した月は1カ月、4分の1免除は4分の3カ月、半額免除は2分の1カ月、4分の3免除は4分の1カ月で計算されます。）納めた人が、障害基礎年金または老齢基礎年金のいずれの年金も受けずに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族（配偶者・子など）に死亡一時金が支給されます。

※その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

●死亡一時金を受けられる権利の効力は、死亡日の翌日から2年で失われます。

●死亡一時金と寡婦年金の両方を受けられるときは、支給を受ける人の選択によって、どちらかが支給されます。

問合先 国保年金課



保険料の納付は お済みですか？

今月は、国民健康保険料の最終納期限（第10期）です。保険料を未納のままにしておく、保険証の有効期限が短くなるほか、資格証明書の交付となる場合があります。

また、納期限までに納めた人との公平性を保つため、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押さえることもあります。保険料は納期限までに納めてください。納付が困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話にて相談してください。

「老人医療 医療証」 （黄色）をお持ちの人へ

老人医療費助成制度（経過措置）は3月31日をもって終了となります。4月1日以降に、医療機関などで受診の際は、保険証の負担割合などによる自己負担額が必要となります。

「老人医療 医療証」にかかる 還付申請

3月31日までの受診分のうち、大阪府外での受診分や治療用装具など、老人医療の一部自己負担金の上限を超えて支払った場合は、申請することにより払い戻しを受けることができます。未申請の領収書がある人で、還付を希望する人は、すみやかに申請してください。

申請に必要なもの

- 領収書
- 後期高齢者医療被保険者証または健康保険証
- 印鑑
- 本人名義の振込先の通帳

問合先 国保年金課

※詳しくは問い合わせてください。

～申請期間は3月31日㈫まで～ 新型コロナウイルス感染症の 影響により収入が減少した人へ

主たる生計維持者（世帯主）の令和2年中の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、令和元年中に比べて10分の3以上減少している場合は、申請により国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の減免を受けられることがあります。

申請には収入を証明する書類（源泉徴収票や確定申告の写しなど）が必要となります。

申請期日 3月31日㈫まで（必着）

※詳しくは市ホームページをご覧くださいか、問い合わせてください。

